

## 平成 26 年度法規制監視測定結果

### 1 監視測定件数

延べ 988 件の監視測定のうち、適合 979 件、法基準値不適合 0 件、自主基準値不適合 3 件、測定未実施 6 件

法令の名称	適用項目	対象施設等		測定数	適合数	法基準値不適合	自主基準値不適合	測定未実施
		名称	数					
廃掃法ほか	浸出水、地下水	一般廃棄物最終処分場 (薬師山埋立地 ほか)	4	35	35	0	0	0
廃掃法	焼却灰及びばいじん、産業廃棄物	産業廃棄物 (第 1 クリーンセンターほか)	10	109	108	0	1	0
大気汚染防止法	ばい煙	廃棄物焼却炉、ボイラー (第 1 クリーンセンターほか)	18	24	24	0	0	0
悪臭防止法ほか	悪臭	悪臭原因物 (汚泥リサイクルパークほか)	2	2	2	0	0	0
騒音規制法ほか	騒音	圧縮機、ポンプ、送風機等 (柿崎区総合事務所庁舎、雁木通りプラザほか)	23	48	44	0	0	4
振動規制法ほか	振動	圧縮機、ポンプ、送風機等 (教育プラザ、高田図書館ほか)	19	44	42	0	0	2
水質汚濁防止法ほか	排水	排水処理施設 (下水道センター、農業集落排水処理施設ほか)	56	616	614	0	2	0
下水道法	排水	下水処理施設 (下水道センター、浄化センター)	7	84	84	0	0	0
ダイオキシン類特措法	排ガスほか	廃棄物焼却炉ほか (第 1 クリーンセンターほか)	2	3	3	0	0	0
労働安全衛生法	ダイオキシン類	廃棄物焼却炉 (第 1 クリーンセンターほか)	2	4	4	0	0	0
肥料取締法	有害物質	汚泥肥料 (汚泥リサイクルパーク)	1	1	1	0	0	0
県公衆浴場の配置、衛生措置の基準条例	水質	浴槽水 (ユートピアくびき希望館、八千浦交流館はまぐみ)	2	18	18	0	0	0
計			146	988	979	0	3	6

裏面あり

2 不適合状況

○自主基準値不適合 3件

法令等の名称	施設名	月	不適合の状況	是正処置の状況
廃掃法	中郷浄化センター	9	<p>汚泥検査において、含水率（水分）が自主基準値を超過。  <b>【法基準】</b>－  <b>【自主基準】</b> 85%  <b>【測定値】</b> 86%</p> <p>原因  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">汚泥の腐敗により遠心脱水装置が過負荷となり数値超過した。</span></p>	<p><b>是正処置</b>  遠心脱水機の差速設定を調節し、非常停止しない範囲での脱水機の運転をする。自主検査で基準値内であることを確認。</p> <p><b>再発防止策</b>  差速を下げた結果脱水機運転時間が延長されるため、維持管理上の問題も検討しながら、脱水機への汚泥供給量を減らす等の措置を講じる。</p>
水質汚濁防止法	岡田地区農業集落排水処理施設	7	<p>放流水 BOD(生物化学的酸素要求量)が自主基準値を超過。  <b>【法基準】</b> 特定事業場に該当しないため法基準値なし。  <b>【自主基準】</b> 20mg/l  <b>【測定値】</b> 21mg/l</p> <p>原因  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">採水日あたりの気温が高く、スカムの浮上が多かったため。</span></p>	<p><b>是正処置</b>  汚泥引抜きポンプの運転サイクルを変更し、再度採水分析を行ったところ、BOD値が 8.6mg/l に低下したことを確認。</p> <p><b>再発防止策</b>  ①気温の上昇時には、沈殿槽内の汚泥引抜きポンプの運転回数を通常時 1～2 回/日の自動運転に設定しているところを 2～3 回/日に変更し、水槽の水位を下げることでスカムの発生を減らす。  ②汚泥引抜きの際、水槽上部を中心に引き抜く。</p>
	川浦地区農業集落排水処理施設	10	<p>大腸菌群数が自主基準値を超過。  <b>【法基準】</b> 3,000 個/cm<sup>3</sup>  <b>【自主基準】</b> 700 個/cm<sup>3</sup>  <b>【測定値】</b> 1,500 個/cm<sup>3</sup></p> <p>原因  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大腸菌を滅菌するための固形塩素剤の放流水への接水面が低下したため、滅菌処理が不十分であったため。</span></p>	<p><b>是正処置</b>  固形塩素剤の接水面を調整し、再度採水分析を行ったところ、大腸菌群数が 2 個/cm<sup>3</sup> に低下したことを確認。</p> <p><b>再発防止策</b>  <b>市</b>  ①管理業者が水質検査の不適合を確認した場合は、市に速やかに報告するよう指導。  ②管理業者からの報告を受けた際は、再検査の実施を指示。  ③管理業者から提出される報告書の確認は、担当者のみではなく、複数人でチェックする体制を整える。</p> <p><b>管理業者</b>  ①固形塩素剤の残量・形状確認の徹底。  ②処理水の状況に応じた運転調整の実施。  ③放流水が固形塩素剤にまんべんなく接触していることの確認。</p>

### 3 計画未実施

○監視測定未実施 6件

法令等の名称	適用項目	施設名	対象（適用対象）	未実施測定数
騒音規制法	騒音	木田庁舎	送風機、ポンプ、クーリングタワー	1
		カルチャーセンター	クーリングタワー	1
		高田地区公民館(女性サポートセンター)	クーリングタワー	1
		大潟区営業所庁舎	圧縮機（昇圧供給装置）	1
振動規制法	振動	木田庁舎	ポンプ、ディーゼルエンジン	1
		大潟区営業所庁舎	圧縮機（昇圧供給装置）	1

※ 上記 6 件は、監視測定の実施自体は法的要求事項ではないため、法基準値不適合とはしない。上記法律では、規制基準値の遵守を求めている。